

令和 8 年第 2 回

おい町農業委員会議事録

おい町農業委員会
(令和 8 年 2 月 2 7 日)

召集年月日 令和8年2月27日（金）

召集の場所 おおい町役場 正庁ホール

開会 令和8年2月27日 午後4時00分

閉会 令和8年2月27日 午後5時00分

出席委員（11名）

1 番	谷口雅弘	3 番	早川直助	4 番	吉田実
5 番	古池洋子	6 番	岩崎誠一	7 番	國久博一
9 番	松井厚雄（会長）	10 番	塩野鐘吉	12 番	吉村由美
13 番	浦松勝己	14 番	松尾豊		

欠席委員（3名）

2 番	森和哉	8 番	山崎秀樹	11 番	松宮俊幸
-----	-----	-----	------	------	------

出席事務局

局長	小西守	次長	門野幸文	書記	木村光宏
					宮本慶子

提出議案

議案第5号	農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可請審議について
-------	----------------------------------

議案第7号	農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び所有権移転許可申請審議について
-------	---------------------------------------

議案第8号	農地法第3条第1項の規定による農地の地上権設定許可申請審議について
-------	-----------------------------------

議案第9号	農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び賃借権設定許可申請審議について
-------	---------------------------------------

議案第10号	農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）について
--------	--------------------------------

議案第 11 号 農業委員会だより

局 長

皆さんご苦労様です。
ただ今から、令和8年第2回おおい町農業委員会を開催いたします。

本日の日程についてご案内をさせていただきます前に、
2番 森委員、11番 松宮委員、8番 山崎委員の3名より欠席の連絡を受けております。

本日の議案は、あらかじめ届けさせていただいております7議案を予定しておりましたが、議案第6号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議については、申請者より取り下げ依頼がありましたので、6議案とさせていただきます。

それでは開会にあたりまして、会長から開会のあいさつをいただきたいと存じます。

会長、よろしくお願いいたします。

会 長

本日は、令和8年第2回おおい町農業委員会を招集させて頂きましたところ、皆様方には、何かとお忙しい中、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。

それでは、本日上程します議案について、慎重審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

局 長

ありがとうございました。このあとの議事進行につきましては、おおい町農業委員会会議規則第4条で会長が議長にあたることと規定されていますので、議事進行をよろしくお願いいたします。

[開 会]
議 長

それではただ今から議事に入ります。
本日の出席委員は、11名でございまして、おおい町農業委員会会議規則第6条の規定により会議が成立いたします。

よって、お手元の会議日程に基づいて会議を進めさせていただきます。

[日程 1]
議 長

日程1 会議録署名委員の指名についてであります、わたしのほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 それでは 1 番 谷口委員と 3 番 早川委員 を指名いたします。

[日 程 2]

議 長 日程 2 議案第 5 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の所有権移転許可申請審議についてを議題といたします。

議案の内容について、事務局から説明をお願いします。

局 長 はい、議長。
本件は、〇〇〇〇の〇〇〇〇氏の所有する農地について、〇である〇〇〇〇氏に所有権を移転する申請でございます。

詳細は書記に説明させます。

宮本書記 はい、議長。
お手元の資料 2 ページをご覧ください。
申請者より、申請地の取り下げ依頼がありましたので先日差し替え資料を郵送させていただきました。

(議案第 5 号資料説明)

資料 4 ページをご覧ください。申請地は、譲受人の自宅近くにある農地で、現在も農地として管理されています。〇である〇〇氏が高齢になってきたことから、〇である〇〇〇〇に所有権移転される計画です。

許可基準は資料 3 ページのとおり農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可基準の全てを満たしております。

議 長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

吉村委員 はい、議長。
こちらは 1 9 日に森委員と現地を確認いたしました。
事務局説明のとおり、申請地は現在も畑として管理されているため、今回の申請地について、所有権移転は問題ないものと判断いたしました。

議長 ご報告ありがとうございました。
ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告が
ございましたが、何かご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようですので、議案第 5 号について、
賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 賛成全員でございますので、日程 2 議案第 5 号 農地
法第 3 条第 1 項の規定による農地の所有権移転許可申請審
議について、原案どおり許可するものと決定いたします。

[日程 3]

議長 日程 3 議案第 7 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による
農地の転用及び所有権移転申請審議について を議題とし
ます。

議案の内容について、事務局から説明をお願いします。

局長 はい、議長。
本件は、〇〇の〇〇〇〇氏の所有する農地について、〇
〇〇〇氏が駐車場に転用する申請であります。
詳細は書記に説明させます。

宮本書記 はい、議長
お手元の資料 8 ページをご覧ください。
(議案第 7 号資料説明)
申請地は、譲受人の自宅前にある農地であり、譲受人が自宅
駐車場として使用するため転用する申請でございます。
譲受人の自宅前には既存の駐車スペースがございますが、
当該箇所は傾斜が急な部分が多く、危険を伴う状況となっ
ています。さらに、申請農地は道路より一段低い場所とな
っており、これもまた危険を伴う状況となっています。こ
のため、自宅前の農地を整備し、駐車スペースとして利用
するものでございます。

この申請地の農地区分につきましては、中山間地域にあ

る農地であり、第２種その他農地に該当します。今回の駐車場は、地域住民の必要な施設として集落に接続して設置されるものであるため、転用基準に合致すると考えます。

議 長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

吉村委員 はい、議長。
こちら１９日に森委員と現地を確認いたしました。
当該農地に隣接する農地はなく、周囲の営農に影響はないものと考えます。また、当該農地は、申請人に必要な駐車場を整備する計画であることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

議 長 ご報告ありがとうございます。
ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですので、議案第７号について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 賛成全員でございますので、日程４ 議案第７号 農地法第５条第１項の規定による農地の転用及び所有権移転申請審議については、許可相当の意見を付して県へ進達するものとします。

[日程 ４・日程 ５]

議 長 日程４ 議案第８号 農地法第３条第１項の規定による農地の地上権設定許可申請審議について 及び日程５ 議案第９号 農地法第５条第１項の規定による農地の転用及び賃借権設定許可申請審議について を議題といたします。議案第８号と議案第９号は関連しているため２議案を一括審議とします。

議案の内容について事務局から説明をお願いします。

局 長

はい、議長。

本件は、令和 7 年 6 月に許可されています、〇〇の〇〇〇〇
〇が、〇〇の〇〇〇〇氏の所有する申請地に〇〇〇〇を設
置するものについて、〇〇〇〇から〇〇〇〇に事業承継す
るため、新たに申請するものであります。議案第 8 号は〇
〇〇〇を設置している事業者と耕作者が異なるため、地上
権の設定が必要となることから申請がされており、議案第
9 号は〇〇〇〇の支柱部分の転用です。

詳細は書記に説明させます。

宮本書記

はい、議長。

(議案第 8 号、第 9 号資料説明)

今回の申請は、〇〇〇〇の設置のための期限付き一時転
用でございますが、令和 7 年 6 月 1 日に〇〇〇〇に対して
許可がでている件について、〇〇〇〇が事業承継するもの
でございます。

なお、事業承継のため、許可期限は〇〇〇〇が許可を受
けている令和 10 年 5 月 31 日までとなります。

地上権設定にかかる面積については、〇〇〇〇が設置さ
れる部分となっております。また、一時転用にかかる面積
については、支柱部分のみとなっております。

事業内容については、〇〇〇〇が行っていた内容と同じ
でございますが、改めて説明させていただきます。

当該農地は、農用区域内の農地であり、この農地に〇
〇〇〇を設置するためには、〇〇〇〇の下部において営農
し、その作物の収穫量が地域の平均の 8 割以上あることが
条件となっております。申請内容によりますと、令和 7 年
から〇〇〇〇を栽培していますが、作付けから 3 年で結実
期を迎え、安定した収穫量が得られるまでには 5 年程度か
かるとのことです。

知見を有する方の意見では、「〇〇〇〇設置による日射
量への影響はなく、露地栽培に比べ温暖多湿となること
から、今回の条件下での 20 パーセント以上の減収につ
ながる可能性は低い」とのことで、将来的には単収 8 割
を確保できるものと考えております。

3 条申請につきましては、〇〇〇〇の事業者と耕作者が
異なる場合においては、〇〇〇〇の設置範囲に対して地上
権が設定されることから、申請が必要となっているもので

あります。こちらの許可期間は転用期間と同じ期間になります。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

吉村委員 はい、議長。
 こちらも19日に森委員と現地を確認いたしました。事業計画のとおり〇〇〇〇が設置され、その設備の下には〇〇〇〇が栽培されていまして。また、設備の下で行われる〇〇〇〇の栽培については、将来的に収量の達成が見込めることから〇〇〇〇の転用は可能であると判断いたしました。

議長 ご報告ありがとうございました。
 ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

塩野委員 すでに〇〇〇〇はのってるんやな。今回ののは新たにつけるということか。

局長 設備の内容が変わるものではございません。事業者が、〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんに変わるということで申請が改まったということです。名義変更ということです。

古池委員 〇〇〇〇とはどんな会社なのか。

次長 〇〇〇〇さんは、農業系のシンクタンクといいますか、今回のような実証とか、町の自治体の農業振興計画等を作る業務をされている会社でございます。他に、〇〇〇〇以外でも、いろんな実証試験をされてまして、実績のある会社と聞いております。

古池委員 町が呼んだのか。

次長 町ではなく、〇〇〇〇さんが声をかけてみつけてこられました。

古池委員 一緒にするのではなく、手を引くのか。

次 長 ○○○○さんは、専門の技術者が退職されるということで、○○○○が技術者のおられる会社に委託することを採択されたというようなことでございます。

また、○○○○さんは県の○○○○の体験施設の整備の基本計画も策定されたと聞いております。

松尾委員 以前に○○○○されてたけど成果は。

古池委員 過去に聞いたことがある。○○○○は単価が高いので、やられたら、儲かりますよと言っていた。でも、施設を作るのがすごくお金がかかって、私は無理やと判断しました。

ただ、平地で育つので振興しようということではなく、○○○の下でも育つので、○○どうですかという案です。施設にかかる費用は10年で採算がとれるという計算式は見せてくれました。ただ、更新や廃棄の金額はあげてなかった。

議 長 ご意見、ご質問がないようですので、議案第8号及び第9号について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 挙手全員でございますので、日程4 議案第8号農地法第3条第1項の規定による農地の地上権設定許可申請審議については、議案第9号の福井県からの転用許可がおり次第同じ期間で許可することとし、日程5 議案第9号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び賃借権設定許可申請審議については許可相当の意見を付して県へ進達するものとします。

[日程 6]

議 長 日程6 議案第10号 農地中間管理事業に係る農地利用集積等促進計画(案)について を議題といたします。この案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、町長より農用地利用集積等促進計画案に対する意見聴取がありましたので、計画案に対する意見を求められているものであります。

なお、この案件につきましては、○番○○委員・○番○○委員・○○の○○委員にはおおい町農業委員会会議規則第10条 議事参与の制限の規定により、一時退席をお願いいたします。

退席される前にご意見等ございましたらお願いします。

また、私も同じく一時退席となりますので、その間、早川職務代理に議長をお願いします。

早川職務代理 それでは、議案の内容について事務局から説明をお願いします。

局 長 はい、議長

議案第10号は農地中間管理機構から受け手となる各農業者に貸し付けるにあたり、農用地利用集積等促進計画について町から意見を求められているものであります。詳細は書記に説明させます。

木村書記 はい、議長

(議案第10号資料説明)

19ページから23ページのとおり、今回の対象農地は○○から○○までの全231筆の農地となっており、『農地中間管理事業の推進に関する法律』に基づき、福井県農地中間管理機構を通じて、貸し付けるものでございます。位置図は追加で郵送しました地図の資料となっております。

設定の始期ですが、すべて令和8年4月1日となっており、令和18年3月31日までの10年間の設定でございます。

○○氏及び○○と記載のある○○については、実質は「再設定」となるものでございますが、令和7年4月からの改正に基づき、今後は借受人が中間管理機構になるため、設定上「新規」となっております。その他の筆につきましては、全て「新規」設定となるものでございます。

早川職務代理 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、ご報告願います。

吉村委員 はい、議長。
 こちらも１９日に森委員と現地を確認いたしました。
 いずれの農地も利用権が設定されることに問題ない農地であることを確認いたしました。

早川職務代理 ご報告ありがとうございました。
 ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからのご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

（意見・質問なし）

早川職務代理 ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

（異議なし）

早川職務代理 ご異議がないようでございますので、日程６ 議案第１０号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）について、「特段の意見なし」として回答することといたします。
 審議が終了しましたので、〇〇委員・〇〇委員・〇〇委員・〇〇委員の入室をお願いします。それでは、議長職を松井会長と交替いたします。

〔日程 ７〕

議 長 日程７ 議案第１１号 おおい町農業委員会だより についてを議題といたします。
 議案の内容について事務局から説明をお願いします。

局 長 はい、議長
 このおおい町農業委員会だよりは例年３月に農業委員会から発行している冊子でございます。今年度も３月中に発行し、区長文書で全戸配布する予定です。
 昨年１０月の農政、農振、改良専門委員会において掲載内容を決定し、この農業委員会前に開催した、さきほどの専門委員会にて原稿を最終確認していただいたものでございます。
 専門委員会にて審議されました掲載記事の内容等は書記

に説明させます。

宮本書記

はい、議長。

お手元にお配りしました資料をご覧ください。

参考に昨年発行の農業委員会だよりを配布させていただいております。今年度も全ページカラーでページ数も変わらず表紙と裏表紙合わせて8ページでございます。

内容につきましては、10月の農政、農振、改良専門委員会において決めていただきました。

まず、1ページの表紙は昨年3月に新たに認定農業者になられた〇〇氏の写真になっております。

次に、2ページは昨年度のおおい町農業委員会だよりに掲載した記事と同じ内容で、転用等に関する記事となっております。内容は変わりませんが、上下の記事を入れ替えております。また、中央に地域計画に該当する場合はご相談くださいという言葉を追加しました。

3ページについては、令和7年4月から農地の貸し借りが原則農地バンクになったことから、農地の貸し借りについて説明した記事を掲載しています。

4ページについては、昨年度3ページに掲載した地域計画に関連して、地域計画のブラッシュアップについての記事を掲載しています。

次の5ページは、特集として表紙にも取り上げさせていただきました、新規就農者である〇〇〇〇氏の記事を掲載しています。

6ページは、継続して掲載しております、道の駅で人気の出荷者の紹介記事となっております。今回は、〇〇で〇〇〇を栽培されている〇〇〇〇氏となっております。また下段には、町の「園芸農業総合支援事業」に関する記事を掲載しています。

7ページにつきましては、令和7年4月に委員の改選があったため、委員の紹介の記事を掲載しています。

8ページの裏表紙については、昨年度と同じく農業者年金、令和7年の活動報告、全国農業新聞の紹介、編集後記を掲載しています。

以上が掲載内容として専門委員会にて審議された内容です。

また、さきほどの委員会で修正された箇所につきましては朱書きで訂正させていただいております。

議 長 ただ今、事務局からの説明がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

松尾委員 農地の貸し借りについて、固定資産税の優遇措置とあるが、詳しく教えてほしい。

木村書記 一定の条件というところなのですが、こちらにつきましては基本的には、10アール未満の自作地を除くすべての農地をその1年間にすべて機構の方に貸し出すといった場合に、この優遇措置が受けれるということになります。

また、固定資産税のどれぐらいの軽減かというところですが、固定資産税の2分の1の軽減が受けられるということでございます。

なお、貸付期間が10年以上15年未満は3年間、15年以上になってくると5年間ということです。

局 長 税務地籍課から農林水産課に、そういった権利設定されてる農地がありますかというような照会が来まして、それを回答することによって、おそらく減免されているものと理解してございます。

古池委員 以前は借り手にも出してにもお金が出ていたと思う。その時は、税の優遇も補助金も両方でていたのか。

局 長 税金と、町が補助出してるのは別のものございまして、以前は、農地所有者にも補助は出すなり、減免も対応していた。今は、農地所有者にはお金は出なくて、3年の優遇措置があるということです。

会 長 詳細の文言いれますか。

古池委員 作りてには入って出してには入らないと聞くと、自分だとやる気がなくなる。

局 長 これは町独自の補助事業でございまして、確か令和2年度までは、農地所有者にも支援、担い手にも支援を、というたて付けで補助制度を設けていたと思いますが、中間管理機構の制度ができた関係もあって、10年以上機構に預ける

ようなこれまで相対のやりとりでの、そういったものも認めてたんですけど、10年以上機構に預けたものに限っては、担い手さんに出そうかというような事業の見直しが行われたと聞いています。できれば、機構を通じた転貸をやっていただきたいというのが、ねらいにあったんやと考えるところでございます。

会 長 文言についてはどうする。

木村書記 例えば5筆持っている人が、去年2筆預けました、今年3筆預けましたでは対象になりません。

会 長 では、文言はかえず、このままでいきますか。

議 長 そのほかご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(意義なし)

議 長 ご異議がないようでございますので、日程7 議案第11号 おおい町農業委員会だよりについては、事務局説明のとおり専門委員会で審議された内容のとおり決定することといたしますが、古池委員長と会長で最終確認した上で決定することといたします。

議 長 それでは、これをもちまして上程した全ての日程を終了いたします。

その他につきまして、事務局よりお願いいたします。

次 長 はい、議長。

次回の令和8年第3回おおい町農業委員会の開催日につきましては、日程は令和8年3月27日 金曜日、開催時間につきましては、午後3時とし、場所はおおい町役場正庁ホールとさせていただきます。

また、次回の現地確認について、山崎委員、松尾委員にお願いし、日程は3月18日水曜日を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

議 長 それではこれで、令和8年第2回の委員会を終了いたし

ます。慎重審議ありがとうございました。